

# 日本加速器学会定款

平成 15 年 8 月 4 日改訂

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会の名称は、日本加速器学会とする。
- 第 2 条 本会は、加速器科学、加速器技術およびこれ等に密接に関連する学問の進歩発展を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 年会、講演会等の学術的会合の開催
  2. 学会誌、その他の出版物の刊行
  3. 関連諸団体および研究機関との研究連絡、情報交換ならびに事業協力
  4. その他、本会の目的達成に必要な事業
- 第 4 条 この定款の実行に必要な細則および規定は、評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第 2 章 会 員

- 第 5 条 会員は、正会員、賛助会員、購読会員および名誉会員からなる。
- 第 6 条 正会員は、第 2 条の目的に照らし評議員会によってその入会が適切と認められた個人とする。賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する企業または団体で、評議員会によってその入会が適切と認められたものとする。購読会員は、本会の学会誌の購読を希望する個人、企業、または団体とする。名誉会員は、本会および関連分野における長年の功績が認められた個人とする。
- 第 7 条 本会に入会、あるいは本会を退会しようとする個人または団体は、細則に定められた手続きに従うものとする。
- 第 8 条 会員は、細則に定める会費を前納しなければならない。会費の変更については、総会の承認を得なければならない。
- 第 9 条 正会員および名誉会員は、本会が主催する各種の学術的会合に参加することができる。
- 第 10 条 正会員および名誉会員は、学会誌に寄稿することが出来る。ただし、その掲載の可否は、細則の定める編集委員会の決定による。
- 第 11 条 会員は、学会誌の配布を受けることができる。
- 第 12 条 会員は、正当な理由なくして会費を 1 年以上滞納したとき、本会の名誉を傷つけたとき、あるいは本会の目的に反する行為を行ったとき、評議員会の評決を経て退会させられる。

## 第 3 章 会長、評議員、監事および幹事等

- 第 13 条 本会に会長、評議員および監事を置く。
- 第 14 条 会長、評議員および監事は細則に定めるところにより、正会員のなかから正会員により選出される。会長ならびに評議員は監事を兼ねることができない。
- 第 15 条 本会に会長および評議員からなる評議員会を置く。評議員の定数の変更は、総会の承認を得なければならない。
- 第 16 条 監事の定数の変更は、総会の承認を得なければならない。
- 第 17 条 本会に会長および幹事数名からなる幹事会を置く。幹事は、会長により正会員のなかから指名され、評議員会の承認を得なければならない。次期の会長に選出された者は、選出された時点で幹事会に加わるものとする。
- 第 18 条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、総会および評議員会を招集してその議長となる。
- 第 19 条 会長は、就任時に評議員のなかから会長代理候補一名を指名しなければならない。
- 第 20 条 会長に事故があるとき、会長が辞任した場合または会長が罷免された場合には、会長代理候補が会長代理として職務を代行する。新たな会長の選出は細則の定めるところとする。
- 第 21 条 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、総会の決定した基本方針に従い、運営事項を審議決定する。評議員会の議事の可否は出席評議員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 第 22 条 評議員および監事に欠員が生じた場合、会長は細則に定めるところにより、すみやかに補充しなければならない。
- 第 23 条 評議員会は、必要と認めた場合、期間を定めて特別委員会を置くことができる。特別委員会の委員長は正会員の中から評議員会が指名する。
- 第 24 条 監事は、本会の財務状況を監査する。不整の事実を発見したときは評議員会および総会に報告しなければならない。
- 第 25 条 幹事会は、評議員会で承認された運営方針に基づいて業務を行う。幹事は、庶務、会計、編集、行事、広報、その他の会務を担当し、会長を補佐する。
- 第 26 条 幹事会の会務を遂行するため、細則の定める常置委員会を置く。
- 第 27 条 会長の任期は一期 2 年とし、最長二期までとする。評議員の任期は一期 2 年とし、連続して三期務めることはできない。監事の任期は一期 2 年とし、連続して三期務めることはできない。会長、評議員および監事の任期は、各々 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31

日までとする。

第28条 会長、評議員および監事は、任期終了後も、次期の会長、評議員および監事が就任するまでの間、職務を行う。

第29条 会長、評議員および監事は、次のいずれかに該当する場合、細則に定めるところにより罷免される。

1. 健康上の理由などにより職務の遂行が困難となった場合
2. 本学会の名誉を傷つけるなど、その職務にふさわしくない言動・行動があった場合

第30条 会長、評議員および監事の辞職については、細則の定めるところによる。

## 第4章 総 会

第31条 総会は、正会員および名誉会員により組織され、本会運営の基本方針を決定する。

第32条 定例総会は、年1回開催とする。

第33条 臨時総会は、評議員会が必要と認めた場合、これを開催することができる。

第34条 会長は、総会開催の日時、場所および議題を、開催の2週間以前に正会員および名誉会員に通知しなければならない。

第35条 総会は、正会員と名誉会員を合わせた1/10を超える出席をもって成立する。ただし、委任状によって意思を表示した正会員および名誉会員は、出席会員とみなす。総会の議事の可否は出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

## 第5章 会 計

第36条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条 本会の収支決算は、評議員会の承認を得た後、会員に公表されなければならない。

## 第6章 定款の変更ならびに解散

第38条 定款の変更は、評議員会の2/3以上の賛成をもって提案することができる。

第39条 定款の変更の提案から総会までの期間は、少なくとも一ヶ月以上としなければならない。

第40条 定款の変更は、総会における出席会員の3/4以上の賛成をもって決定される。

第41条 本会を解散するには、評議員会および総会のそれぞれにおいて、評議員現在数および正会員と名誉会員を合わせた現在数の3/4以上の議決を経なければならない。

第42条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、評議員会および総会のそれぞれにおいて、評議員現在数および正会員と名誉会員を合わせた現在数の3/4以上の議決を経て、本会の目的に類似の事業に寄付するものとする。

## 第7章 事 務 局

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局の組織、運営などは評議員会の議を経て会長が定める。

## 付 則

第1条 この定款は2004年4月1日より施行する。

# 日本加速器学会細則

平成15年8月13日改訂

## 第1章 会員および会費

第1条 本会に正会員として入会を希望する個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出する。学生は、その身分を証明できる書類を添付しなければならない。学生の身分を失ったときは、直ちに本会に届け出なければならない。

第2条 本会に賛助会員として入会を希望する個人または団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出する。

第3条 本会に購読会員として入会を希望する個人または団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出する。

第4条 名誉会員は、複数の正会員によって推薦され、評議員会の審査を経て、総会の承認を得なければならない。

第5条 本会からの退会を希望する会員は、その旨を本会に届け出なければならない。

第6条 正会員の会費は、年額6,000円とする。ただし、学生の会費は、年額2,000円とする。賛助会員の会費は、年額一口10,000円、五口以上とする。購読会員の会費は、年額10,000円とする。名誉会員の会費は、これを免除する。

## 第2章 会長の選出

第7条 会長の選出は次の方法による。

1. 会長は、会長任期2年目の8月31日以前に、正会員に次期会長候補者の推薦を求め、10名以上からの推薦があり、かつ本人の同意を得られた者が次期会長候補者となる。ただし、この手続きにより次期会長候補者が得られなかった場合は、評議員会は1名の候補者を推薦しなければならない。
2. 会長は、会長任期2年目の10月31日以前に、次期会長候補者全員の氏名、所属を正会員に通知して投票を求める。
3. 候補者が複数の場合には、最高得票者を次期会長とする。ただし、票数が同じ場合は、くじにより決定する。
4. 候補者が1名の場合は、信任投票とし、有効投票数の過半数の得票をもって信任されたものとする。

### 第3章 評議員の選出

第8条 評議員の選出は次の方法による。

1. 評議員会の定数は30名とする。会長は、評議員任期2年目の8月31日以前に、正会員に次期評議員候補者10名以内の推薦を求め、3名以上によって推薦された者が次期評議員候補者となる。ただし候補者が40名に満たない場合は、評議員会が不足数の候補者を推薦する。
2. 会長は、評議員任期2年目の10月31日以前に、次期評議員候補者全員の氏名、所属を正会員に通知して投票を求める。得票数の上位30名を次期評議員とする。ただし、票数が同じ場合はくじにより決定する。

### 第4章 監事の選出

第9条 監事の選出は次の方法による。

1. 監事の定数は2名とする。
2. 監事は正会員のなかから評議員会により推薦され、総会において承認される。

### 第5章 評議員会

第10条 会長は、必要に応じて評議員会を開催することができる。また1/5以上の評議員から要求があった場合、会長は評議員会を開催しなければならない。

第11条 会長は、評議員会開催の日時、場所および議題を開催の1週間以前に評議員に通知しなければならない。

### 第6章 常置委員会

第12条 常置委員会として編集委員会、行事委員会および広報委員会を置く。これらの常置委員会は、それぞれ別に定める規定により運営される。

### 第7章 学術的会合

第13条 年会は、年1回開催する。分科会、研究会、講演会、講習会等は必要に応じて開催する。これら学術的会合の期日、開催地等は、評議員会の議を経て決定し、会員に通知する。

第14条 正会員および名誉会員は、年会において研究報告を行い、討論に参加することができる。

第15条 本会の主催する学術的会合への非会員の参加については、各種研究会等の団体の意向を尊重し、評議員会が定める。

### 第8章 刊行物

第16条 本会は、学会誌を年2回以上発行する。

第17条 学会誌には、総合報告、研究報告、本会記事および会告等を掲載する。

第18条 本会は、インターネットなどの電子媒体により会員への情報提供、社会への広報活動などを行う。

第19条 本会は、会員名簿を発行する。

第20条 電子媒体を含む本会の刊行物の著作権と、その刊行物の複写の行使に関わる権利（複写権）は本会に帰属する。

### 第9章 役員交代

第21条 会長、評議員および監事は、辞職を申し出ることができる。

第22条 会長、評議員および監事の辞職は、評議員会の過半数の承認によって有効となる。

第23条 定款の定めるところにより、会長代理は就任から二ヶ月以内に正会員による信任投票を実施し、会長として信任されなければならない。有効投票数の過半数の得票をもって信任されたものとする。

第24条 会長の残りの任期が四ヶ月に満たない場合、信任投票は行わない。

第25条 評議員の補充は次の方法による。

1. 会長は、前回評議員選挙において現評議員を除いて得票数の最も高かった者を、本人の同意を得て評議員とする。
2. 評議員の残りの任期が二ヶ月に満たない場合、これを必要としない。

第26条 監事の補充は次の方法による。

1. 評議員会は、正会員のなかから監事を選出し決定する。
2. 監事の残り任期が二ヶ月に満たない場合、これを必要としない。

第27条 会長の罷免は次の方法による。

1. 会長の罷免は、評議員会の2/3以上の同意によって発議される。
2. 評議員会は、発議にもとづき臨時総会を招集する。罷免は、定款35条に定める出席会員の3/4以上の賛成をもって成立する。

第28条 評議員および監事の罷免は、評議員会において発議され、出席者の3/4以上の賛成をもって成立する。

## 第10章 細則の変更

第29条 細則の変更は、評議員会の過半数の賛成をもって提案することができる。

第30条 細則の変更の提案から総会までの期間は、少なくとも一ヶ月以上としなければならない。

第31条 細則の変更は、総会における出席会員の過半数の賛成をもって決定される。

## 付 則

第1条 細則第9章（役員交代）に含まれる条文の変更については、第29条の「過半数」とあるのは「2/3以上」と、第31条の「過半数」とあるのは「3/4以上」と読み替えるものとする。

第2条 この細則は2004年4月1日より施行する。但し、設立時の会長および評議員の選出については、細則第7条の会長の選出および細則第8条の評議員の選出の手続きを準用して発起人が選出する。この場合、細則において会長が行う手続きは発起人代表が、評議員会が行う手続きは発起人会が、また正会員が行う手続きは発起人が行うものとする。この手続きで選出された会長候補者および評議員候補者は、設立総会の承認を得て、会長および評議員となる。この場合、特例として、定款第27条の規定にかかわらず、任期を2006年3月31日までとする。

---

編集委員長 安東愛之輔（兵庫県立大）

編集委員 大熊 春夫（JASRI）、後藤 彰（理研）、佐藤 潔和（東芝）、設楽 哲夫（KEK）、高田 耕治（KEK）、  
中西 彊（名大）、野田 耕司（放医研）、服部 俊幸（東工大）、浜 広幸（東北大）、堀 利匡（広大）、  
水本 元治（原研）

「加速器」日本加速器学会誌 Vol. 1, No. 1 2004年6月30日（年4回発行）

発行 日本加速器学会（会長 木原 元央）

事務局 〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-62-8-507（有）ワーズ内

電話 03(5950)1290 FAX 03(5950)1292

印刷所 小宮山印刷工業㈱

© 2004日本加速器学会